

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

豊島区立仰高小学校

【本校校訓】「豊かに学び 美しい心と才能をみがき 共に明日を創っていこう 進め登れ遠く高く」

人権尊重の精神に基づき、いじめ、差別、偏見がなく、児童が生きがいをもてる学校にするために、学校生活における豊かなかかわり合いを通して、互いの人格を尊重し、思いやりと社会性のある児童を育成することを重視する。

【いじめに対する基本方針】

<いじめに対する基本的認識>

いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうるものである。この共通認識の基、全教職員でいじめの防止、早期発見・早期対応に全力を尽くす。

<いじめに対する基本姿勢>

- 早期に発見、的確な指導
- いじめを絶対に許さない雰囲気づくり
- 人権感覚の向上
- 温かい人間関係の構築
- 家庭・地域社会・関係諸機関との連携強化
- 自尊感情・自己有用感の育成
- コミュニケーション能力・人間関係構築力の育成

【各教科・総合的な学習の時間・外国語活動において】

<各教科>

- ・授業規律の確立
- ・みんながわかる・できる授業づくり
- ・一人一人のよさを生かす授業づくり
- ・言語活動の重視
- ・グループ活動や話し合い活動、他学年との交流等の充実

<総合的な学習の時間>

- ・探究的な学習の充実
- ・協働的な学びの充実
- ・自分と自然、地域の人、社会とのかかわりの重視

<外国語活動>

- ・外国語に慣れ親しみ、楽しむという態度の育成
- ・積極的にコミュニケーションを楽しもうとする意欲・姿勢の育成
- ・自国と外国の文化の違いの知り、尊重しようとする態度の育成

【生活指導等において】

<取組>

- ①ふれあい月間(6・11・2月)
 - ・講話・生活振り返りカード
 - ・TSS委員の取組(言われてうれしい言葉をふやそう等)
 - ・いじめにかかわる道徳の時間の授業
 - ・各学年・学級での取組等
- ②児童理解の充実、情報の共有、指導方針の徹底、研修等
 - ・生活指導夕会(週1回)低中高専輪番で情報共有
 - ・生活指導全体会(年3回)特別支援児童情報共有
 - ・i-check研修会(年1回)情報共有

<体制>

- ①生活指導夕会・全体会(常設:全教員)
- ②いじめ防止対策委員会(毎月)(校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、低中高専各1名)
 - ・情報共有・実態把握・基本方針・対応策の検討
 - ※決定方針に基づき、全教職員で実践
- ③校内委員会(毎月)(校長、副校長、生活指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭低中高専各1名)
 - ・情報共有・実態把握・対応策の検討
- ④保護者・PTAとの連携(CS学校運営連絡協議会)
- ⑤関係諸機関との連携
 - ・豊島区教育委員会・スクールソーシャルワーカー(SSW)
 - ・スクールカウンセラー(SC)・スクールサポーター(SS)
 - ・民生児童委員・東部子ども家庭支援センター
 - ・柚の木適応教室
 - ・児童相談所 他

【特別活動・道徳において】

<特別活動>

○学級活動

- ・個々のよさを発揮することのできる場や活動の工夫
- ・すすんでよりよい学級を共に築いていくための話し合い・実践の充実
- ・みんなでやり遂げる達成感を味わわせる
- ・人間関係を深める活動の工夫
- ・キャリアパスポートの作成
- ・生命の安全教育

○なかよし班活動

- ・異年齢のかかわりを促す活動の工夫
- ・一人一人が自分の役割をもって取り組めるようにする
- ・上級生としての意識を育てる働きかけ

○クラブ活動

- ・異年齢集団でのかかわりを促す活動の工夫
- ・上級生としての意識を育てる働きかけ

○委員会活動

- ・役割と責任を自覚して取り組むことのできる働きかけ
- ・あいさつ運動(5月下旬から異学年で実施。)

○学校行事

- ・みんなで一つのことをやり遂げる喜びと協力の大切さを味わわせる
- ・目標や役割を明確にして取り組ませる

<道徳>

- ・「思いやり・親切」「信頼・友情」を重点項目とする
- ・他教科・領域等との関連を図った指導
- ・情報モラルを取り上げた授業
- ・ギガワークブックの活用

【学級・専科経営において】

- 児童理解の充実
- 一人一人のよさを認め伸ばす
- 一人一人に役割をもたせる
- 温かい人間関係づくり(かかわり合い、相互理解、挨拶・返事・言葉づかい)